

ILOハラスメント禁止条約の批准に向けた対応を求める意見書

2019（令和元）年に開催された国際労働機関（ILO）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（ILOハラスメント禁止条約）が日本を含む賛成多数で採択され、2021（令和3）年6月に発効した。

条約では、仕事における暴力とハラスメントは、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と両立せず、容認できないとしており、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など、幅広く保護の対象を定めている。また、暴力とハラスメントの発生場所を職場だけに限定せず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどでのやり取りの過程なども含むものと規定している。

政府は「条約の内容について、国内法制との整合性の観点からなお検討が必要であり、法改正などを通じてハラスメントのない職場作りに向けた取組を推進している」として本条約を批准していない。しかし、パワーハラスメント対策を規定している労働施策総合推進法においても、ハラスメント行為そのものの禁止や罰則については規定しておらず、使用者の防止対策を義務付けるにとどまっているのが現状である。

厚生労働省の公表によると、昨年度のハラスメントに関する相談が6万件を超えており、日本でも対策が急務となっていることは明らかである。

よって、国会及び政府においては、ILOハラスメント禁止条約の批准に向けた対応を進めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣  
（提出者）民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに  
未来さっぽろ成田祐樹議員及び  
市民ネットワーク北海道米倉みな子議員